

別添3

青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務に係る
公募型プロポーザル評価要領

本業務を実施するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の評価を下記のとおり実施する。

1 評価の方法

あらかじめ提出された企画提案書等による提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答を受けて評価を行う。

2 審査委員

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務委託プロポーザル審査会）委員 5名（うち有識者4名）

3 評価項目及び配点（120点満点）

区分	評価項目	配点
企画点	①展示コンセプト ・「遺構展示施設」の展示という内容を踏まえたうえで、全体的に調和のとれた展示構成の提案（10点） ・令和6年3月に開館した「展示ガイダンス施設」との関係性を明確にした上で、展示及び空間演出（デザイン、レイアウト、室内の雰囲気など）についての提案（15点）	25
	②遺構展示 ・SD38の遺構再現方法の提案（15点） ・SD38の人骨等遺物出土状況再現方法の提案（10点）	25
	③関連展示 ・青谷上寺地遺跡の評価に関わるSD38の調査研究成果を伝えるための展示方法の提案（10点） ・「遺構展示施設」から「遺跡発見ひろば」（仕様書別紙参照）へ回遊を促すための展示方法の提案（10点）	20
	④バリアフリー ・世代の違い、障がいの有無、言語の壁等に配慮した展示方法の提案	10
	⑤リピーターの確保 ・何度でも訪れたいような展示方法の提案	10
	⑥ランニングコスト ・開館後、5年後、10年後、15年後それぞれに想定されるメンテナンス及び展示（ソフト・ハード）の更新等による経費の見通し	10
	小計	100
実績点	平成28年度以降に遺跡の保存活用に係る展示施設の展示設計業務を受注・完了した件数	10
価格点	計算式 10点×（1－（見積価格／予算額））	10
合計		120

4 評価方法

企画提案書の内容の評価である企画点及び提案者の展示設計業務実績を評価した実績点、見積価格を評価した価格点を以下のとおり算出し、その合計点を提案者の評価点とする。

(1) 企画点

- ア 企画点の上限は100点とする。
- イ 企画点は次の方法により算出する。

評価項目の各項目(①～⑥)について、次の(ア)～(ウ)の観点を踏まえて評価する(絶対評価)。また、審査会の各委員が5段階で採点する場合、各段階評価の点数は以下のとおりとする。

- (ア) 求めた内容に的確に答えているか(的確性)
- (イ) 創造的・独創的な内容になっているか(独創性)
- (ウ) 演出方法などの技術的な検討がされているか(実現性)

配点15点	配点10点	基準
15点	10点	特に優れた提案
12点	8点	優れた提案
8点	5点	平均的な提案(基準点)
4点	2点	やや劣る提案
0点	0点	提案書に記述がない。著しく劣る提案

各委員の企画点の採点値の合計点の平均点をもって提案者の企画点とする。企画点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

ウ 企画点採点の流れ

- (ア) 企画提案書受付締め切り後に速やかに各委員へ企画提案書を配布する。
- (イ) 委員は審査会の前にあらかじめ企画点の採点と疑問点等の整理を行う。
- (ウ) 審査会において委員は、プレゼンテーションを踏まえて再度企画点の採点を行う。全委員の採点が終了後、事務局は速やかに採点結果を集計し、委員の確認を受けて企画点を決定する。

なお、審査会のプレゼンテーションを欠席した委員の企画点の採点は、当該委員が事前に採点した点数を採用する。

(2) 実績点

- ア 実績点の上限は10点とする。
- イ 実績点は次の方法により算出する。

提案者が平成28年度以降に遺跡の保存活用に係る展示施設の展示設計業務を受注・完了した実績の採点は以下のとおりとする。

配点10点	基準
10点	5件以上の実績がある
8点	4件の実績がある
5点	3件の実績がある
3点	2件の実績がある
1点	1件の実績がある

(3) 価格点

- ア 価格点の上限は10点とする。
- イ 価格点は以下の計算方法により算出する。

$$\text{価格点} = 10 \text{点} \times (1 - (\text{見積価格} / \text{予算額}))$$

価格点は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。

5 最終提案者選定方法

- (1) 各審査委員(5人)が4(1)により採点した企画点に、4(2)の実績点及び4(3)の価格点を加算した合計点(120点満点)により順位付けを行う。
- (2) (1)で最も高い得点を獲得し、かつ合計点が60点以上の者を最優秀提案者として選定する。
なお、得点が同点の提案者が複数ある場合は、審査委員の協議により順位付けを行う。
- (3) 最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
ただし、審査委員の評価点に0点(著しく劣る)があった場合又は合計点が60点未満の場合は失格とする。